

第2次

四日市市市民協働促進計画



概要版



2021年度～2025年度



2021年(令和3年)
四日市市

1 計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨と役割

本市では、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」並びに「四日市市総合計画2020～2029」に基づいてまちづくりを進めています。

第2次四日市市市民協働促進計画(以下、「本計画」という)は、行政だけではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体、事業者など地域を構成するすべての主体が協働・連携してまちづくりを進めるための基本的な方針・施策を掲げ、推進するための計画です。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間とし、主な取組として位置づけた事業を着実に推進する一方で、新たに地域課題等が生じた場合には、迅速かつ柔軟に施策・事業を展開し、市民協働の促進を図ります。

2 四日市市における市民協働の課題

市民協働の意義・必要性や前計画に掲げる各取組の評価などを踏まえ、本市における市民協働の促進に向けた課題を以下のとおり整理します。

(1) 市民協働の入り口へのいざない

市民協働の意義や必要性、取組を進めることによるメリットなどを市民の皆さんに積極的に発信し、地域課題にかかる解決策を共に考え、実践していくことが課題となっています。

(2) 人材育成の発展と展開

さまざまな市民協働の場面で活躍していただく人材を育成するため、市民等に多様な学びの機会を提供するとともに、講座修了後の活動の場を提供するなど、さらなる発展を促すことが課題となっています。

(3) それぞれの課題に効果的に取り組める自発的なマッチング

地域において顕在化する課題の解決に向け、地縁団体やNPO・ボランティア団体、事業者等有機的・自発的に連携・協働するマッチングの仕組みを構築し、さまざまな相乗効果を生み出すことが課題となっています。

(4) 市民協働に取り組む市民の“止まり木”となる拠点の形成

イベントだけでなく日常において、さまざまな個人・団体が気軽に参加・交流し、新たな協働の取組につながる“止まり木”的な場の創出が課題となっています。

(5) 協働委託のさらなる進化と深化

協働事業の品質確保や、持続可能性を意識した事業への挑戦に対する後方支援など、協働委託のパートナーとして、市民活動団体がステップアップを行う際の支援体制の確立が課題となっています。

(6) 人材確保や協働の取組による地縁団体の活動強化

地縁団体に対する理解・参画を促すとともに、地区ごとの特性や課題に応じた活動を支援し、地域自治の中核をなす地縁団体の活動強化を図ることが課題となっています。

(7) 市民活動団体の良きパートナーとしての市役所の協働力の向上

市職員並びに組織に対する市民協働のさらなる理解の促進を図り、全庁的に市民協働に取り組む意識を醸成することで、より発展的な市民協働の展開を図ることが課題となっています。

(8) 新しい生活様式(withコロナ)の時代における協働のあり方

新しい生活様式に応じた市民協働のあり方を模索するとともに、これまで積み上げてきた市民活動団体の社会的信用力をさらに高め、次の発展段階を見据えた、新たな「市民協働のカタチ」の確立が課題となっています。



3 四日市市における市民協働の基本的な考え方

1. 基本理念

各主体が持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を生かしつつ足りない部分を補いあうことにより、さまざまな課題の解決を図り、市民参加のもと、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。

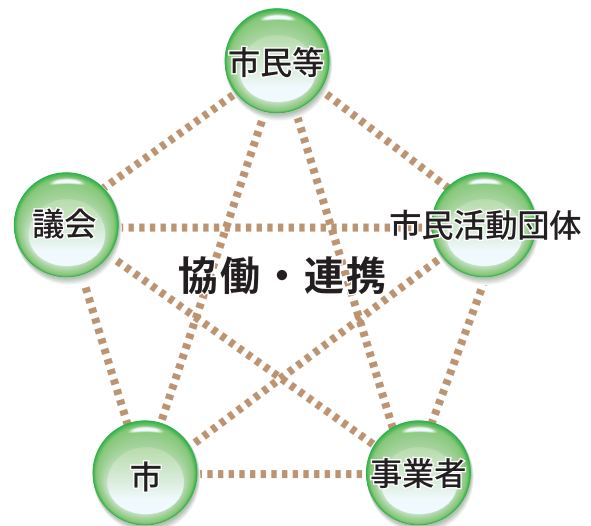
また、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が、対等な立場でお互いの特性を理解し、それぞれの役割に応じて連携・協働し、まちづくりに取り組む必要があることを明確にしています。

さらに、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主性・自立性を持って活動することを理解・尊重し、支援内容・手続き方法等について情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることについても明記しています。

2. 市民協働における各主体の役割と領域

市民が幸せに暮らせる、個性的で豊かな地域社会を築くためには、行政がまちづくりに関する種々の課題を一手に担うのではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体や事業者などさまざまな主体が「公共の担い手の一人」として役割を果たすことが必要不可欠です。

そのため、市民協働の基本理念に基づき、それぞれの主体間で協働・連携を進めていくことが重要です。

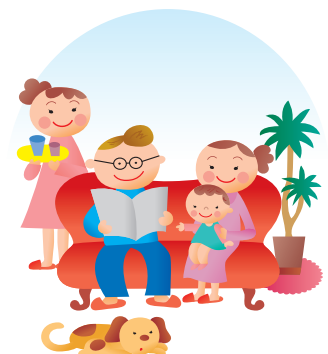


図：市民協働のイメージ

3. 市民協働に向けた心構え

市民協働を進めるための心構えとして、以下の5つを掲げています。①～③については、市民協働に関わるすべての人の心構えを、④、⑤では、実際に協働事業を進めていく際の各主体の心構えを説明しています。

- ① 対等な関係を構築します
- ② 相互に理解します
- ③ 自主性と自立性を尊重します
- ④ 公平・公正と透明性を確保します
- ⑤ 目標と検証結果を共有します



基本方針 1

市民協働につながる 情報の発信と担い手の育成

目 標

幅広い世代の市民に対し、伝わりやすい情報の発信や多様な学びの場の提供を通じて、市民協働に対する理解・関心を高め、具体的な活動につなげることを目指します。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値	目標値(令和7年度)
地域づくりマイスター養成講座の修了者数(累計)	249人	380人
なやプラザホームページのアクセス数	年間39,600件	年間55,000件
なやプラザ広報紙の配架箇所数	70箇所	80箇所

1-① 市民協働に関する情報の発信

市民の市民協働に対する認知度をより一層高めるため、市民協働や市民活動団体等に関する情報を、さまざまな媒体を利用して発信するとともに、高校生や大学生など若い世代の参加機会を提供します。

主な取組

- ・「市民協働虎の巻」(手引書)の随時更新
- ・【新規】若者が市民活動に参加しやすい環境づくり

1-② 市民協働を担う人材の育成

市民協働の関心から活動につなげるため、市民等を対象とした体験の機会や講座を提供するとともに、発展段階に応じた質の高い各種講座を開催します。

主な取組

- ・小・中学生の市民協働体験の実施
- ・地域づくりマイスター養成講座の開催



基本方針 2

市民協働の推進力となる 市民活動団体の強化

目 標

本市における市民協働をより一層推進するため、仕組みづくりや相談機能の充実などさまざまな支援を行い、地縁団体やNPO・ボランティア団体など各々の市民活動団体の強化を目指します。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値	目標値(令和7年度)
新規届出市民活動団体数	85団体	100団体
なやプラザ利用満足度	83.7%	90%
自治会の加入率	85.3%	90%

2-① 市民活動団体の活性化

持続可能な市民協働の促進を図るため、市民活動団体の抱える課題に対して、自己資金の調達などさまざまな側面からの支援を行い、活動の活性化を図ります。

主な取組

- ・市民活動団体応援講座の開催
- ・なやプラザの機能充実

2-② 地縁団体による活動の継続に向けた支援

地縁団体の維持・強化を支援するとともに、自治会加入の促進を図ります。

また、地域の特性や課題に応じた地域づくりに向け、まちづくり協議会の活動支援を行うとともに、地縁団体とNPO・ボランティア団体、事業者との連携による取組を促します。

主な取組

- ・「まちづくり協議会」等の活動支援
- ・【新規】地縁団体との連携強化



基本方針 3

市民協働を下支えする “つながり力”の強化

目 標

多様な主体間が情報や意見を交換する場の提供、コーディネート機能の向上などを通じて、市民活動団体同士の連携・協働につなげることを目指します。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値	目標値(令和7年度)
なやプラザ利用者数	年間51,745人	年間58,000人
なやプラザ市民協働まつり参加者数	438人	600人
プロボノ活動支援事業に参加した プロボノワーカーの所属企業・団体数	のべ24社	のべ30社

3-① 多様な市民活動団体の交流・連携

市民活動団体がそれぞれの特色や魅力を生かして相乗効果を生みだせるよう、交流・連携の機会を提供するとともに、市民協働ふらっとサロンの活用などによる市民活動団体同士のネットワークの構築を図ります。

主な取組

- ・市民協働を促進するネットワークの形成
- ・市民協働ふらっとサロンの整備・運営

3-② 市民協働の手法を活用した取組の展開

地域課題の解決に向けた協働の手法を用いた取組がより一層広がるよう、市の協働委託事業の質の向上や規模の拡大を図るとともに、市民等や事業者と市民活動団体との連携・協働を促します。

主な取組

- ・「プロボノ」支援事業の推進
- ・協働委託の推進



基本方針 4

市民協働を展開する 活動環境の強化

目 標

今後の市民協働をより円滑に進められるよう、行政内部での協働に対する理解と取組の推進を図るとともに、時代や環境の変化に適応した市民活動団体への継続的な支援を目指します。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値	目標値(令和7年度)
市民協働事業における庁内連携の部署(所属)数	13所属	20所属
なやプラザでの市民活動相談件数	年間97件	年間130件
市民活動団体向け講座の受講者数	年間247人	年間300人

4-① 協働のパートナーとしての市役所力の向上

市民協働による地域づくりを積極的に展開するため、行政内部の協働に対する理解の向上と協働委託等の取組拡大を図ります。

主な取組

- ・【新規】市職員の協働力アップ
- ・【新規】各部局主管課への市民協働担当の配置

4-② 新たな時代に応じた市民協働の促進

市民活動団体の社会的信用力の向上や事業の拡大を図るとともに、新技術や新手法を活用した活動を支援するため、各種情報の提供や学習機会の提供などを推進します。

主な取組

- ・【新規】市民活動団体の新技術導入に対する支援
- ・市民協働相談窓口の活性化



5 計画の推進にあたって

市民協働に関連する各々の主体に広く理解を促し、具体的な活動につなげるため、さまざまな手法により本計画の周知に努めます。

また、本計画の効果的な推進を図るため、四日市市市民協働促進委員会などで、本計画に掲げる事業の進捗状況及び取組の検証を行い、以後の事業内容に反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みに沿って計画を推進します。



◆語句の定義

語句	定義
市民等	本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
事業者	本市内に存する会社、営業所、工場等をいいます。
市民活動	市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 ③特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。
市民協働	市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むことをいいます。
地縁団体	自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体をいいます。
NPO	「Non-Profit Organization(非営利組織)」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。
ボランティア団体	社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体をいいます。
中間支援団体(組織)	市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体(組織)であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体(組織)をいいます。